

学校における新型コロナウイルス感染症に関する対応について（依頼）

－高等学校でのクラスター発生確認等の感染拡大に係る特別集中対策について－

全国では、感染力が極めて強いオミクロン型変異株への置き換わりが急速に進み、爆発的に感染が拡大しております。

小学校、中学校における新型コロナウイルス感染症に関する対応については、これまで以上に基本的な感染防止対策の徹底を図るとともに、現在の感染拡大状況を踏まえ、1月26日まで下記の対策を集中的に実施願います。

1 基本的な感染防止対策について

引き続き、マスク（不織布製が望ましい）の着用や、こまめな手洗い、消毒、三密回避、換気の励行などの基本的な感染防止対策を改めて徹底すること。

2 健康観察の徹底について

- 家庭の協力を得ながら、児童生徒の登校前の健康観察を改めて徹底すること。風邪症状等をはじめ、腹痛や下痢、倦怠感など体調に変化がある場合は、登校を控え、医療機関を受診するよう促すこと。
- 登校後においても児童生徒の体調の観察に努め、不調を把握した場合は、養護教諭等と連携し、医療機関の受診を勧め、迅速な対応を取ること。
- 教職員については、教職員は多数の児童生徒等に接する業務であることに鑑み、各学校において、教職員が発熱等の風邪症状がある時には休みを取り、積極的に受診しやすい環境を整えること。

3 部活動について

- 活動中は運動中であっても可能な限りマスクを着用し、特に会話の際はマスク着用を徹底すること。呼吸困難などの健康被害に注意し、マスクを着用しても活動できる負荷の運動とするなど工夫した練習内容とすること。
- 活動は、練習試合等の他校等との交流は必要性を慎重に判断し、実施する場合は県内に所在する学校等に限定すること。また、合宿等宿泊を伴う活動は控えること。
 - * 上位大会や上位大会につながる大会等へ出場する場合は、県外との往来を可とするが、移動先等で県外に所在する学校との練習試合等の交流は実施しないこと。
- 参加者について、自校の生徒、顧問、部活動指導員、学校が正式に委嘱した県内在住の外部指導者に限ることとし、OBや保護者等は参加しないこと。
- 部活動を始める前にチェックリストを活用して感染防止対策を改めて点検し、特に以下について徹底すること。
 - ・活動前に活動場所で顧問が検温を実施する等、参加者の健康観察を徹底し、風邪症状等がある場合には帰宅させ受診を促すこと。
 - ・他校等と交流する場合は、監督とは別に感染症対策責任者を配置し、交流先の学校とともに「チェックリスト」に係る取組みを徹底すること。
 - ・交流する学校とは生徒等の体調について情報交換を行い、風邪症状等が見受けられる生徒や指導者がいる場合には、直ちに交流を中止すること。
 - ・自校の参加者以外との会食は避けること。自校の参加者同士であってもマスクを外しての会話・会食を避けるよう指導を徹底すること。

4 県外との往来等について

- 受験等のため、感染が多い地域*を含め、県外への移動が必要な児童生徒については、保護者の方々も含め、感染リスクの高い行動は避け、日頃の体調管理に努めるよう呼びかけること。特に帰県後、感染に対する不安がある場合は、無料のPCR検査等の活用を促すとともに、咳や発熱等の症状がある場合は、速やかに医療機関を受診するよう促すこと。

※ 感染が多い地域とは、政府の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象区域、直近1週間の10万人あたりの陽性者数15人以上となっている地域、その他、地方公共団体が県境をまたぐ往来の自粛を呼び掛けている地域

- 学校行事等に係る県外への移動は、移動先の感染状況をこまめに把握し、慎重に判断すること。感染が多い地域への移動は控え、感染が多い地域以外への移動にあっても、保護者等関係者に丁寧に説明の上、承諾を得るとともに、全行程において基本的な感染防止対策と「うつさない」、「うつらない」行動を徹底すること。
- 教職員についても、不要不急の県外への出張は、Web会議の活用等により控えること。感染が多い地域への出張は慎重に判断すること。私用に係る移動にあっても同様とすること。